

第5次宮崎県障がい者計画（仮称）等の策定について

1 第5次宮崎県障がい者計画（仮称）の策定について

（1）障がい者計画の策定理由

障害者基本法第11条の規定に基づき定める本県の障がいのある人のための施策に関する基本的な計画であり、現行計画（第4次宮崎県障がい者計画）の計画期間（令和元年度～令和5年度）が満了することから、現行計画の見直しを図り、令和6年度からの新たな計画を策定するものである。

（2）計画の期間（予定）

令和6（2024）年4月から令和11（2029）年3月まで（5年間）

※なお、現在、国において障害者基本計画を5年間から6年間に延長することについて議論中であり、その結果を踏まえて変更の可能性あり。

（3）計画の骨子

ア 基本理念等

障害者基本法の理念である「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」を基本理念とし、「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく地域でともに生きる社会づくり」を目標とする。

イ 基本指針

国の障害者基本計画（第5次）を踏まえ、施策推進の視点を設定し策定する。

現在、内閣府の障害者政策委員会において「障害者基本計画（第5次）」について今年度中の策定に向けた審議が行われている。

（4）計画策定に係る主な流れ（予定）

| | |
|-------------------|--|
| 令和5年 6月 | 宮崎県議会厚生常任委員会への報告 障がい者関係団体への意見聴取 |
| 令和5年 7月 ～8月 | 障がい者アンケート実施 |
| 令和5年 9月 | 庁内関係各課検討会開催 |
| 令和5年10月 | 宮崎県障害者施策推進協議会開催 |
| 令和5年11月 | 宮崎県議会厚生常任委員会への報告 |
| 令和5年12月 ～6年 1月 | 宮崎県障害者施策推進協議会委員への意見聴取 計画素案に関する意見公募（パブリックコメント） |
| 令和6年 2月 | 宮崎県社会福祉審議会への報告 |
| 令和6年 3月 | 宮崎県議会厚生常任委員会への報告 |

第5次宮崎県障がい者計画策定

2 第7期宮崎県障がい福祉計画（第3期宮崎県障がい児福祉計画）（仮称）の策定について

（1）障がい福祉計画の策定理由

障害者総合支援法第89条の規定に基づき、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的として策定する計画であり、現行計画の計画期間（令和3年度～令和5年度）が満了することから、現行計画の見直しを図り、令和6年度からの新たな計画を策定するものである。

（2）計画の期間（予定）

令和6（2024）年4月から令和9（2027）年3月まで（3年間）

※なお、現在、国において障がい福祉計画等をこれまで同様に「3年間で1期」としつつも、都道府県等が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とすることについて議論中であり、その結果を踏まえて変更の可能性あり。

（3）計画の骨子

ア 基本理念等

障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資することを旨として、総合的かつ計画に行わなければならないことを基本理念とし、障がい者計画における障害福祉サービスの整備等に係る実施計画として位置付け、障がい者計画と同様、「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく地域でともに生きる社会づくり」を目標としている。

イ 基本指針

国が定める基本指針に即して策定する。

現在、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会において「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」に係る審議が行われている。なお、現行の第6期障がい福祉計画（第2期障がい児福祉計画）（令和3～5年度）を作成するための基本方針は令和2年5月19日に告示されている。

（4）計画策定に係る主な流れ（予定）

原則として上記1（4）と同じ

3 計画策定に伴う障がい者アンケートについて

(1) 調査概要

本件調査は、「第4次宮崎県障がい者計画」の見直しに当たって、県内に居住する障がい者（児）の実態やニーズ等を把握し、新たな計画策定に反映させることを目的として実施するものである。

例年、計画策定時に実施されており、来年度の調査においては、平成30年度に実施したアンケート調査との比較検討も行えるように、調査対象及び調査項目については、基本的に前回の調査をベースに実施する予定であるが、近年の新型コロナウイルス感染症等による社会情勢の変化も考慮し、新たな調査項目の追加も検討する。

(2) 調査対象・方法等（案）

ア 調査対象

調査対象は県内市町村に居住し、身体障害者手帳の交付を受けている身体障がい者（児）、療育手帳の交付を受けている知的障がい者（児）、精神科病院を利用している精神障がい者（児）、重症心身障がい者（児）（保護者も含む）、難病患者及び発達障がい児（者）とする。

イ 調査方法

ランダム抽出による郵送、関係機関・団体からの配布及び聞き取り調査

[参考：平成30年度調査対象者・回答数]

| | アンケート調査票種別 | 設問数 | 配布数 | 回答数 | 回収率 |
|-----|-------------|-----|--------|--------|-------|
| I | 身体障がい者（児） | 43問 | 2,000人 | 899人 | 45.0% |
| II | 知的障がい者（児） | 43問 | 1,000人 | 355人 | 35.5% |
| III | 精神障がい者（児） | 44問 | 500人 | 394人 | 78.8% |
| IV | 重症心身障がい者（児） | 40問 | 200人 | 103人 | 51.5% |
| V | 難病患者 | 44問 | 400人 | 126人 | 31.5% |
| VI | 発達障がい児・者 | 47問 | 1,000人 | 319人 | 31.9% |
| | | 合計 | 5,100人 | 2,196人 | 43.1% |

ウ 調査項目

前回の調査項目を参照し、今後調整予定。

参考資料「（平成30年度実施）身体障がい者（児）用調査票」参照。